

法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者 処遇関係）部会第3回会議配布資料

1 1

統 計 資 料 3

統計資料3 目次

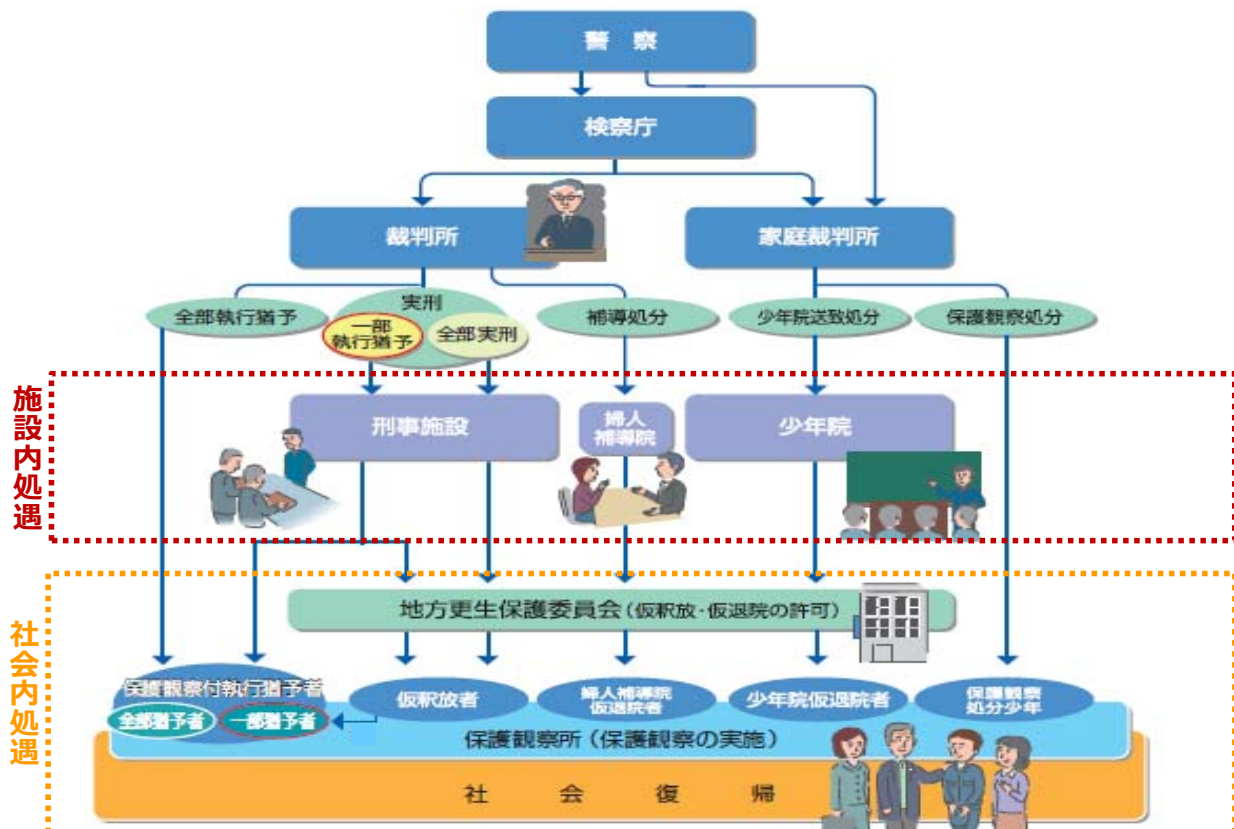
資料番号	資 料 名
3-1	保護観察の種別（更生保護法第48条等）
3-2	刑事司法手続の流れ
3-3	更生保護を担う機関
3-4	民間との協働態勢
3-5	保護処分に基づく保護観察対象者の状況
3-6	刑事処分に基づく保護観察対象者の状況
3-7	保護観察官数の推移（H19年度～H28年度）
3-8	保護司の数・年齢等
3-9	協力雇用主数等の推移（H21～H28）
3-10	保護観察開始時・終了時の有職者率・無職者率 （H23からH27までの5年間の累計の号種別割合）
3-11	刑務所出所者等就労支援事業の実績の推移
3-12	保護観察所における専門的処遇プログラム
3-13	保護観察における社会貢献活動
3-14	更生保護施設
3-15	自立準備ホーム
3-16	自立更生促進センター
3-17	通常第一審における保護観察付執行猶予の言渡し状況（懲役・禁錮） （H27）

3-1 保護観察の種別 (更生保護法第48条等※1)

保護観察対象者		保護観察に付される法的根拠	保護観察の期間	年間取扱件数※3 (H27)
保護観察処分少年 (1号観察) ※2	家庭裁判所で保護観察に付された少年	少年法 (§24-I・①)	20歳まで 又は 2年間	約3万6千人
少年院仮退院者 (2号観察)	少年院からの仮退院を許された少年	・少年法 (§24-I・③) ・更生保護法 (§42)	原則として 20歳に達するまで	約7千人
仮釈放者 (3号観察)	刑事施設からの仮釈放を許された人	・刑法 (§28) ・更生保護法 (§40) ・少年法 (§58)	残刑期間	約1万9千人
保護観察付執行猶予者 (4号観察)	裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人	・刑法 (§25の2, §27の3) ・薬物法 (§4-I)	執行猶予の期間	約1万4千人 (保護観察付全部猶予者の件数である。)

- ※1 上記のほか、売春防止法に基づく「婦人補導院仮退院者」(5号観察)がある。
 ※2 保護観察処分少年の保護観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。
 ※3 「年間取扱件数」とは、①前年から引き続いての保護観察事件数と、②当年に新たに受理した保護観察事件数の合計である。

3-2 刑事司法手続の流れ



3-3 更生保護を担う機関

(定員1,791人 (保護局及び中央更生保護審査会を除く))

法務大臣

中央更生保護審査会

法務省保護局

- 総務課
- 更生保護振興課
- 観察課

地方更生保護委員会(本庁8庁、九州に分室1)

- 総務課
- 会計課 (一部の庁のみ)
- 【審査部門】
 - 首席審査官
 - 統括審査官
 - 保護観察官 (関東のみ)
- 調整指導官
- 更生保護管理官
- 保護観察官
- 保護観察官

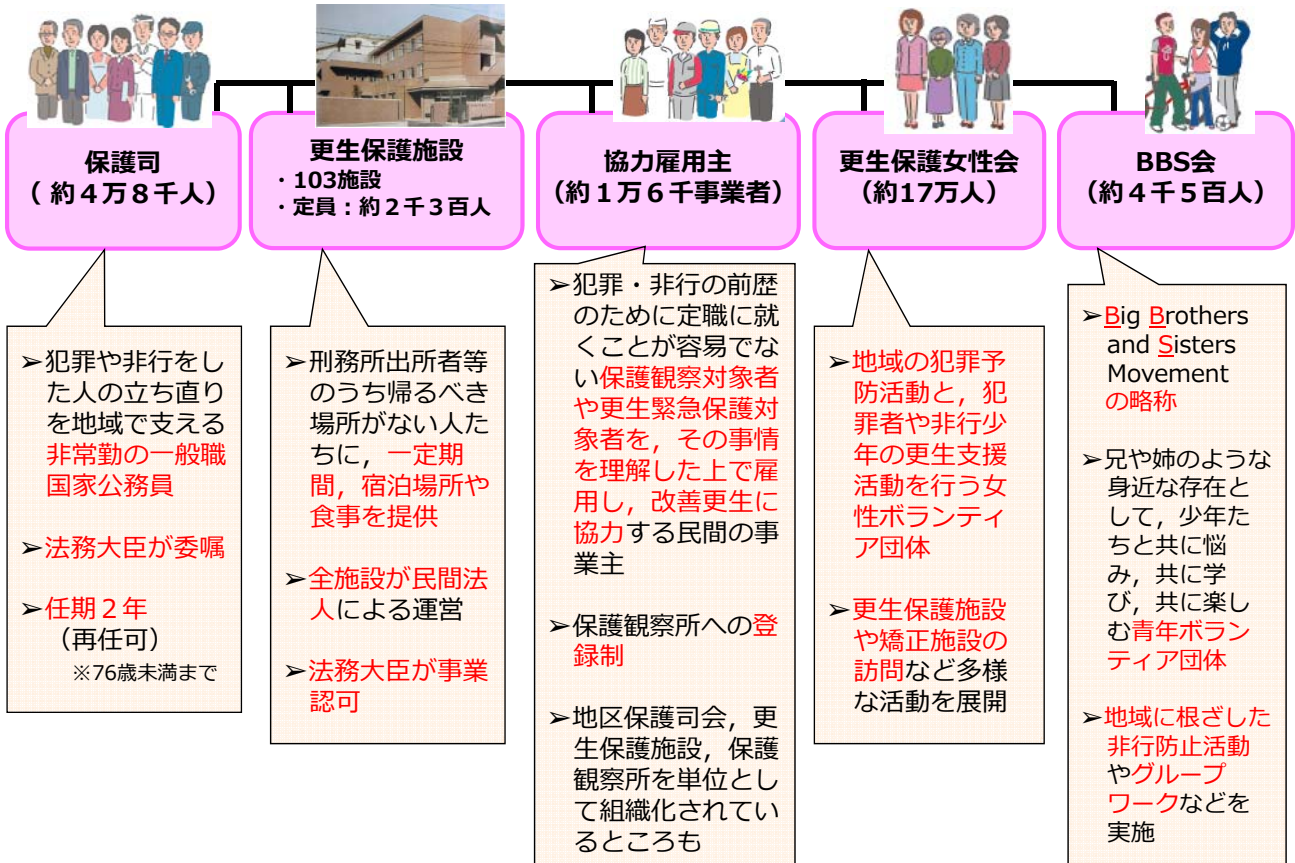
- 高等裁判所の管轄区域ごとに設置
- 仮釈放等に係る調査や決定
- 委員57名
- 保護観察官等約200名

保護観察所(本庁50庁、支部3庁、駐在官事務所29庁)

- 企画調整課
- 民間活動支援専門官 (一部の庁のみ)
- 【処遇部門】
 - 首席保護観察官
 - 統括保護観察官
 - 保護観察官 (大規模庁のみ)
 - 首席社会復帰調整官
 - 統括社会復帰調整官
 - 社会復帰調整官 (一部の庁のみ)
- 所長
- 次長 (大規模庁のみ)
- 保護観察官
- 保護観察官
- 社会復帰調整官

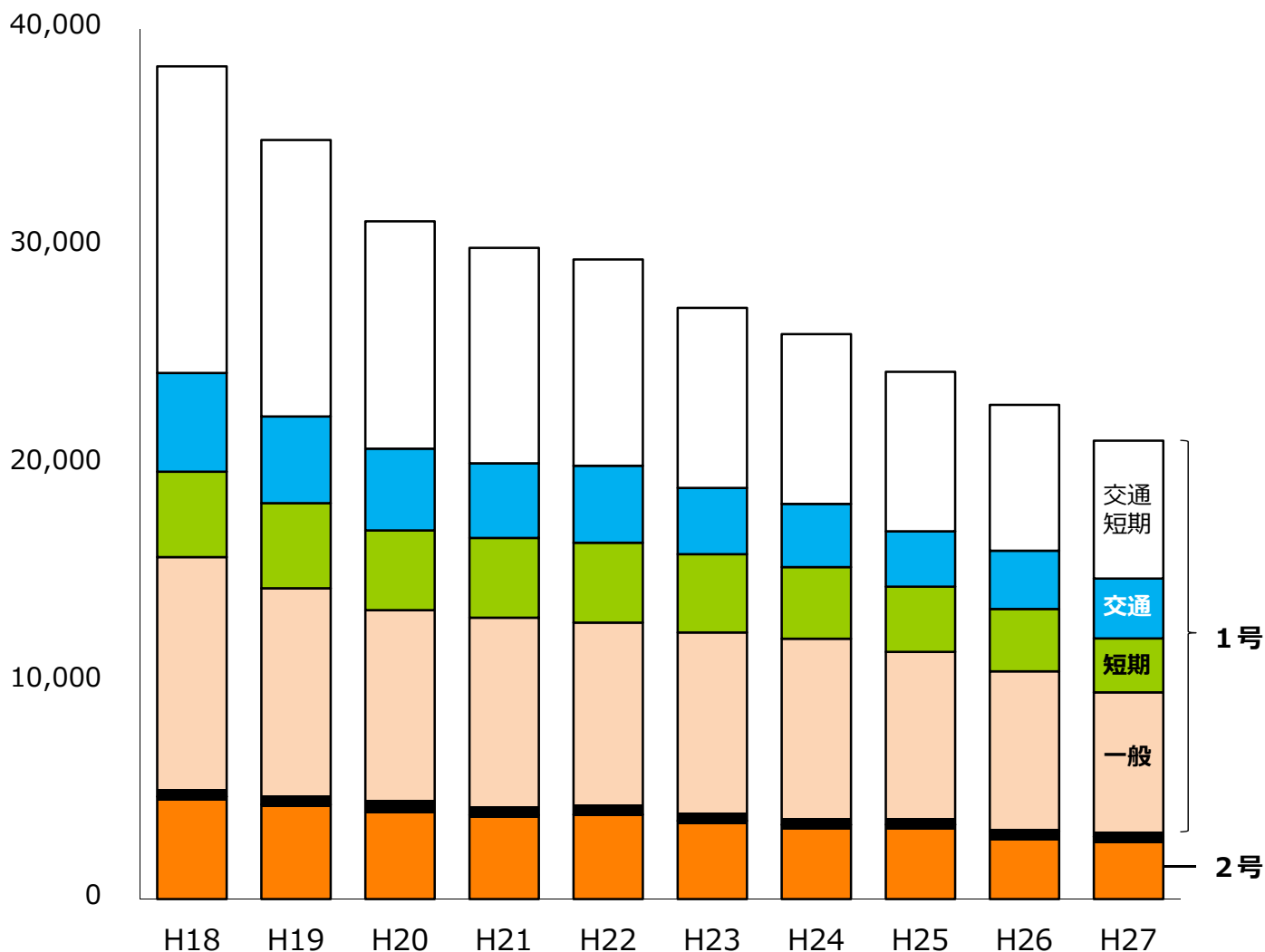
- 各都府県に1か所・北海道は4か所
- 保護観察, 生活環境の調整, 更生緊急保護, 恩赦の上申, 犯罪予防活動, 精神保健観察, 犯罪被害者等施策 等の第一線の実施機関
- 保護観察官約960名, 社会復帰調整官約190名, その他管理職・事務官等約350名

3-4 民間との協働態勢



3-5 保護処分に基づく保護観察対象者の状況

3-5-1 保護処分に基づく保護観察の号種別開始人員の推移 (H18~H27)



年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
1号観察	一般	11,011	9,946	9,292	9,082	8,830	8,659	8,548	7,939	7,346	6,633
	短期	3,929	3,910	3,662	3,665	3,668	3,595	3,295	2,995	2,871	2,480
	交通	4,535	3,992	3,760	3,439	3,542	3,050	2,905	2,550	2,681	2,755
	小計	19,475	17,848	16,714	16,186	16,040	15,304	14,748	13,484	12,898	11,868
	計	33,576	30,554	27,169	26,094	25,525	23,580	22,557	20,811	19,599	18,203
2号観察	4,711	4,344	3,994	3,869	3,883	3,601	3,421	3,428	3,122	2,871	
総数	38,287	34,898	31,163	29,963	29,408	27,181	25,978	24,239	22,721	21,074	

(注) 保護統計年報による。

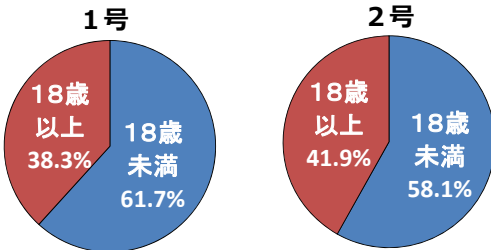
3-5-2 保護処分に基づく保護観察の開始人員（H27）

○ 1号観察の種別

号種	審判時年齢	一般	交通	短期	小計	交通短期	合計
1号	18歳未満	4,315 (51.0%)	1,212 (14.3%)	1,801 (21.3%)	7,328 (86.6%)	1,131 (13.4%)	8,459 (100%)
	18歳以上	2,318 (23.8%)	1,543 (15.8%)	679 (7.0%)	4,540 (46.6%)	5,204 (53.4%)	9,744 (100%)

(注) 法務省調査による。

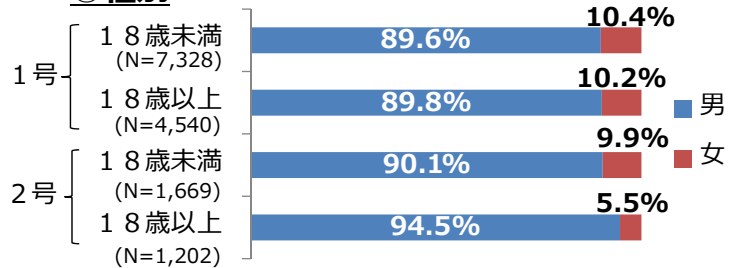
○ 年長少年の割合



号種	審判時年齢	人数	合計
1号	18歳未満	7,328 (61.7%)	11,868 (100%)
	18歳以上	4,540 (38.3%)	
2号	18歳未満	1,669 (58.1%)	2,871 (100%)
	18歳以上	1,202 (41.9%)	

(注) 1 法務省調査による。
2 1号観察については交通短期保護観察を除く。

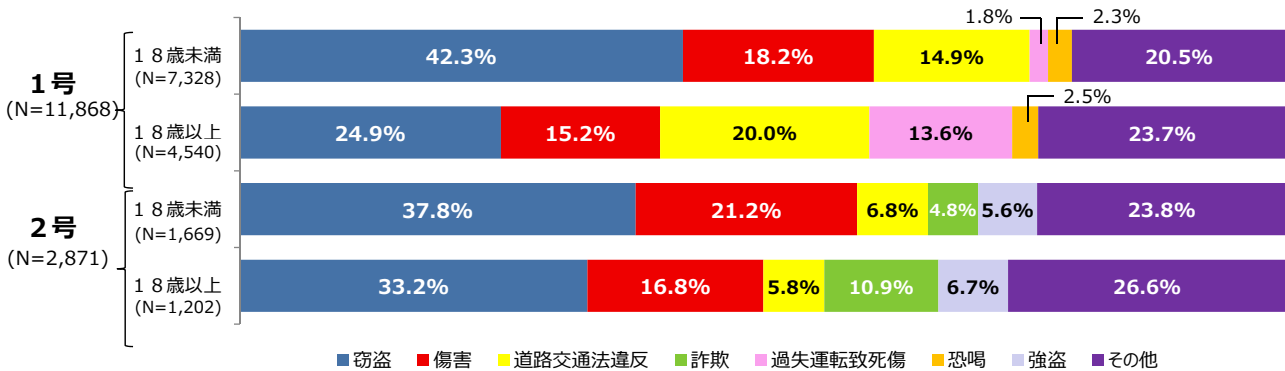
○ 性別



号種	審判時年齢	男	女	合計
1号	18歳未満	6,565 (89.6%)	763 (10.4%)	7,328 (100%)
	18歳以上	4,079 (89.8%)	461 (10.2%)	4,540 (100%)
2号	18歳未満	1,503 (90.1%)	166 (9.9%)	1,669 (100%)
	18歳以上	1,136 (94.5%)	66 (5.5%)	1,202 (100%)

(注) 1 法務省調査による。
2 1号観察については交通短期保護観察を除く。

○ 主な非行名



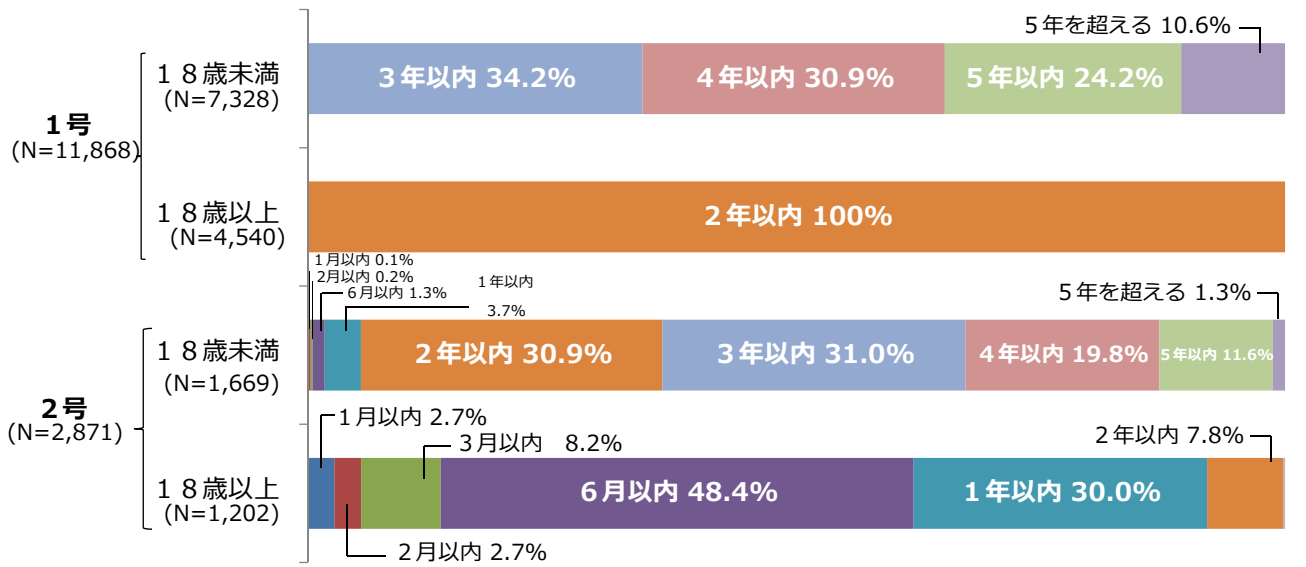
号種	審判時年齢	窃盗	傷害	道路交通法違反	過失運転致死傷	恐喝	その他	合計
1号	18歳未満	3,101 (42.3%)	1,337 (18.2%)	1,090 (14.9%)	129 (1.8%)	167 (2.3%)	1,504 (20.5%)	7,328 (100%)
	18歳以上	1,132 (24.9%)	690 (15.2%)	908 (20.0%)	619 (13.6%)	113 (2.5%)	1,078 (23.7%)	4,540 (100%)

(注) 1 法務省調査による。
2 交通短期保護観察を除く。
3 「傷害」には暴行を、「過失運転致死傷」には業務上過失致死傷及び重過失致死傷を、それぞれ含む。

号種	審判時年齢	窃盗	傷害	道路交通法違反	詐欺	強盗	その他	合計
2号	18歳未満	631 (37.8%)	353 (21.2%)	113 (6.8%)	80 (4.8%)	94 (5.6%)	398 (23.8%)	1,669 (100%)
	18歳以上	399 (33.2%)	202 (16.8%)	70 (5.8%)	131 (10.9%)	80 (6.7%)	320 (26.6%)	1,202 (100%)

(注) 1 法務省調査による。
2 「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

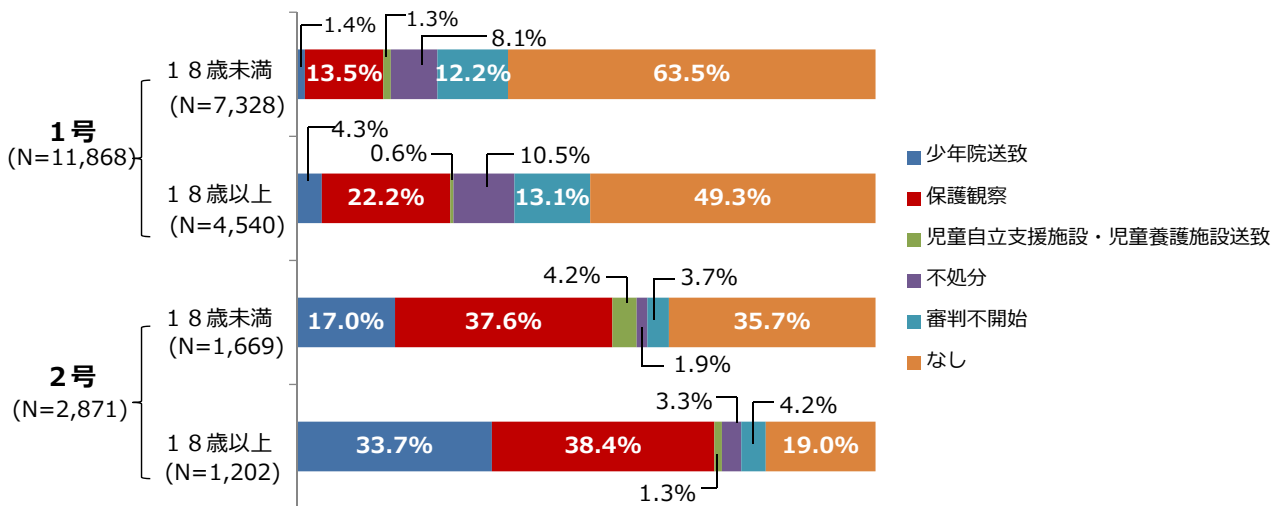
○保護観察開始当初に予定されていた保護観察期間別



号種	審判時年齢	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年を超える	合計
1号	18歳未満	-	-	-	-	-	-	2,507 (34.2%)	2,268 (30.9%)	1,774 (24.2%)	779 (10.6%)	7,328 (100%)
	18歳以上	-	-	-	-	-	4,540 (100%)	-	-	-	-	4,540 (100%)
2号	18歳未満	1 (0.1%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)	21 (1.3%)	62 (3.7%)	515 (30.9%)	518 (31.0%)	331 (19.8%)	194 (11.6%)	21 (1.3%)	1,669 (100%)
	18歳以上	32 (2.7%)	33 (2.7%)	98 (8.2%)	582 (48.4%)	361 (30.0%)	94 (7.8%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	-	-	1,202 (100%)

- (注) 1 法務省調査による。
 2 1号観察については交通短期保護観察を除く。
 3 1号観察の保護観察期間は、原則として、20歳に達するまで又は20歳に達するまでの期間が2年に満たない場合には2年とされており（更生保護法第66条），2号観察の保護観察期間は、原則として、20歳に達するまでとされている（少年院法第137条第1項，更生保護法第42条・第40条）。

○保護処分歴別



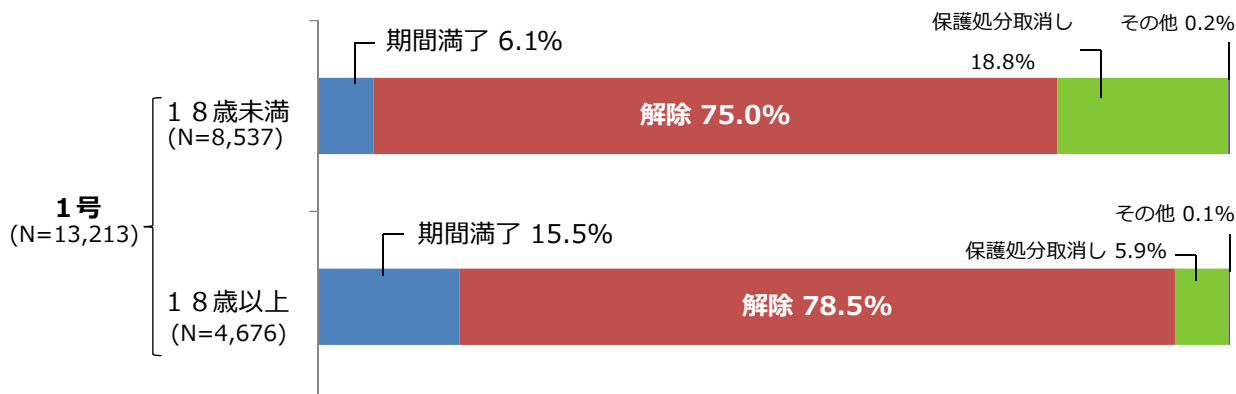
号種	審判時年齢	少年院送致	保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	不処分	審判不開始	なし	合計
1号	18歳未満	101 (1.4%)	991 (13.5%)	97 (1.3%)	591 (8.1%)	893 (12.2%)	4,655 (63.5%)	7,328 (100%)
	18歳以上	195 (4.3%)	1,008 (22.2%)	25 (0.6%)	478 (10.5%)	595 (13.1%)	2,239 (49.3%)	4,540 (100%)
2号	18歳未満	283 (17.0%)	627 (37.6%)	70 (4.2%)	31 (1.9%)	62 (3.7%)	596 (35.7%)	1,669 (100%)
	18歳以上	405 (33.7%)	462 (38.4%)	16 (1.3%)	40 (3.3%)	51 (4.2%)	228 (19.0%)	1,202 (100%)

- (注) 1 法務省調査による。
 2 1号観察については交通短期保護観察を除く。

3-5-3 保護処分に基づく保護観察の終了人員（H27）

○保護観察終了事由別

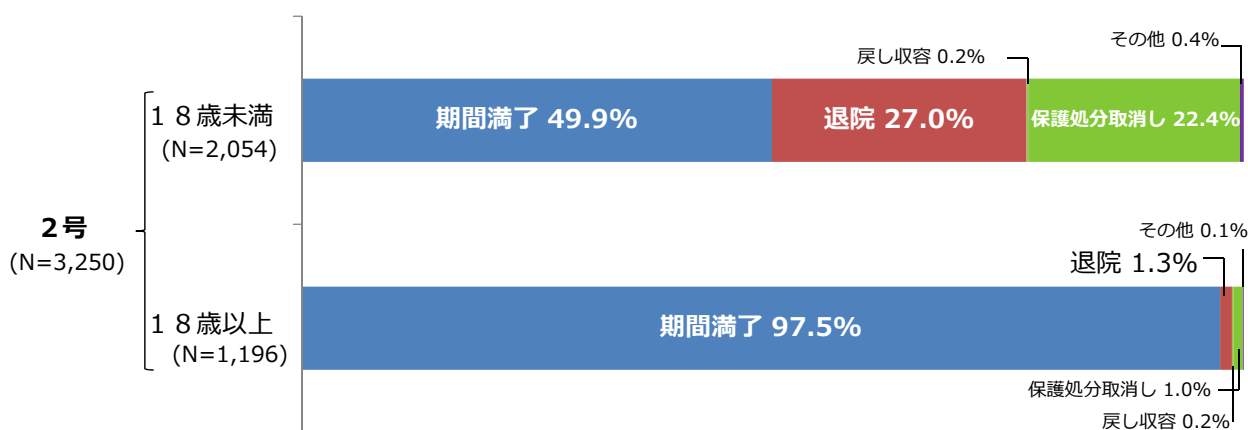
1号観察



号種	審判時年齢	期間満了	解除	保護処分取消し	その他	総数
1号	18歳未満	517 (6.1%)	6,404 (75.0%)	1,601 (18.8%)	15 (0.2%)	8,537 (100%)
	18歳以上	725 (15.5%)	3,669 (78.5%)	276 (5.9%)	6 (0.1%)	4,676 (100%)

(注) 1 法務省調査による。
2 1号観察については交通短期保護観察を除く。

2号観察



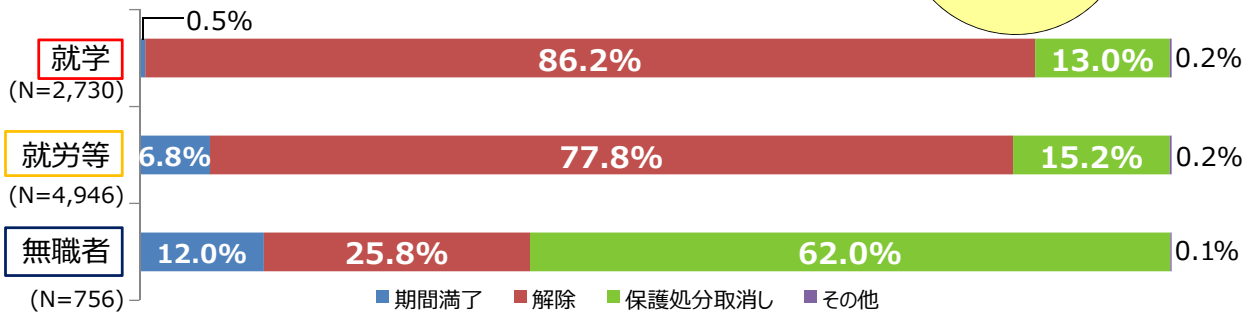
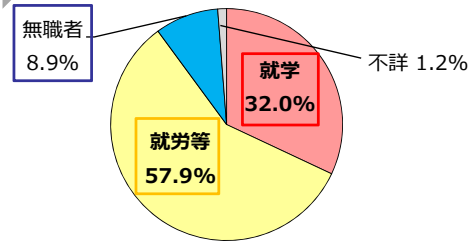
号種	審判時年齢	期間満了	退院	戻し収容	保護処分取消し	その他	総数
2号	18歳未満	1,025 (49.9%)	555 (27.0%)	5 (0.2%)	461 (22.4%)	8 (0.4%)	2,054 (100%)
	18歳以上	1,166 (97.5%)	15 (1.3%)	2 (0.2%)	12 (1.0%)	1 (0.1%)	1,196 (100%)

(注) 法務省調査による。

○終了時の就学・就労状況別 終了事由

1号観察（18歳未満）：8,537人

〈就学・就労等の割合〉



	期間満了	解除	保護処分取消し	その他	合計
就学	15 (0.5%)	2,354 (86.2%)	356 (13.0%)	5 (0.2%)	2,730 (100%)
就労等	337 (6.8%)	3,849 (77.8%)	751 (15.2%)	9 (0.2%)	4,946 (100%)
無職者	91 (12.0%)	195 (25.8%)	469 (62.0%)	1 (0.1%)	756 (100%)
不詳	74 (70.5%)	6 (5.7%)	25 (23.8%)	-	105 (100%)

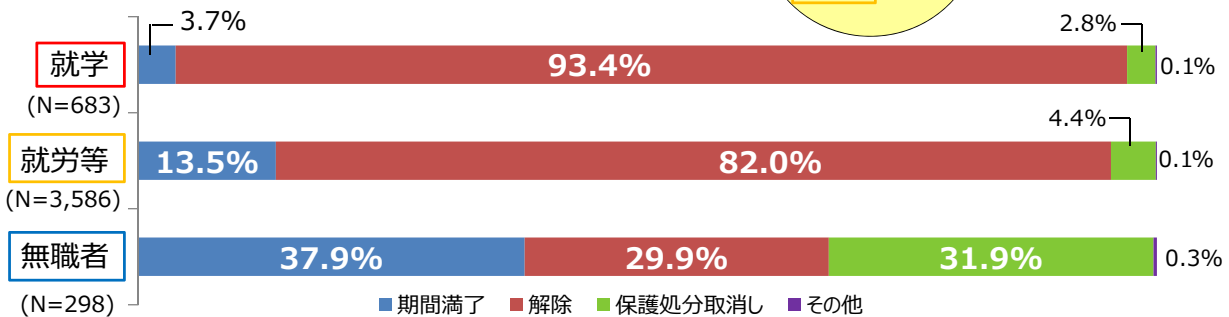
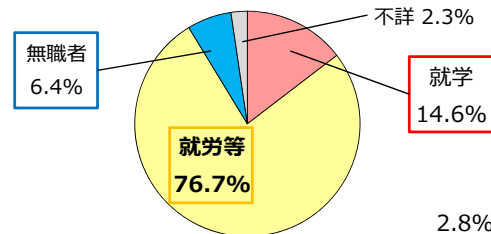
(注) 1 法務省調査による。

2 「就労等」には、有職者のほか、家事従事者及び定収入のある者を含む。

「家事従事者」とは、自己の世帯のための家事、家庭菜園の作業などに従事している者や、小遣い程度の収入を得て自己の世帯の子守、留守番などに従事している者をいい、「定収入のある者」とは、利子、株式配当、家賃、小作料、権利金などの財産収入を得ている者や、軍人恩給、厚生年金などの社会保障による収入を得ている等の定収入により生活している者をいう。

1号観察（18歳以上）：4,676人

〈就学・就労等の割合〉



	期間満了	解除	保護処分取消し	その他	合計
就学	25 (3.7%)	638 (93.4%)	19 (2.8%)	1 (0.1%)	683 (100%)
就労等	484 (13.5%)	2,940 (82.0%)	158 (4.4%)	4 (0.1%)	3,586 (100%)
無職者	113 (37.9%)	89 (29.9%)	95 (31.9%)	1 (0.3%)	298 (100%)
不詳	103 (94.5%)	2 (1.8%)	4 (3.7%)	-	109 (100%)

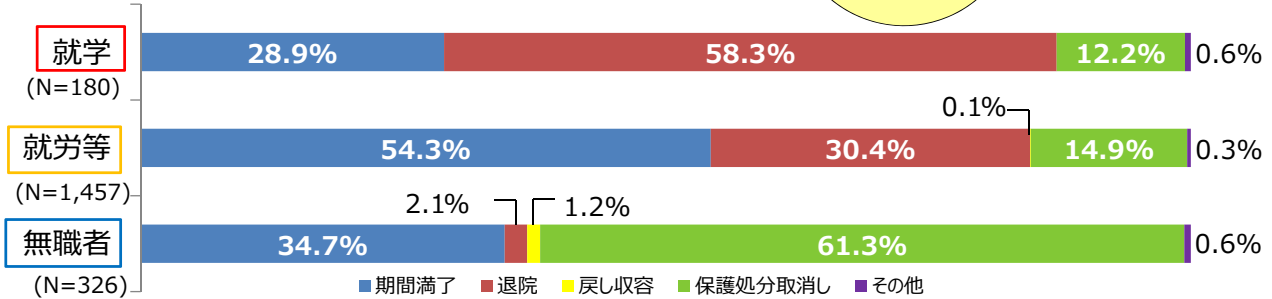
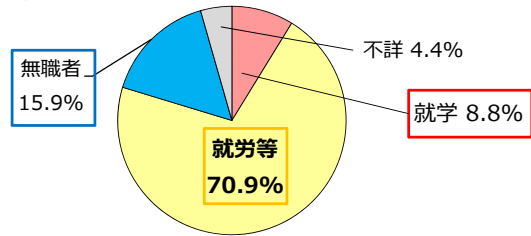
(注) 1 法務省調査による。

2 「就労等」には、有職者のほか、家事従事者及び定収入のある者を含む。

「家事従事者」とは、自己の世帯のための家事、家庭菜園の作業などに従事している者や、小遣い程度の収入を得て自己の世帯の子守、留守番などに従事している者をいい、「定収入のある者」とは、利子、株式配当、家賃、小作料、権利金などの財産収入を得ている者や、軍人恩給、厚生年金などの社会保障による収入を得ている等の定収入により生活している者をいう。

〈就学・就労等の割合〉

2号観察（18歳未満）：2,054人

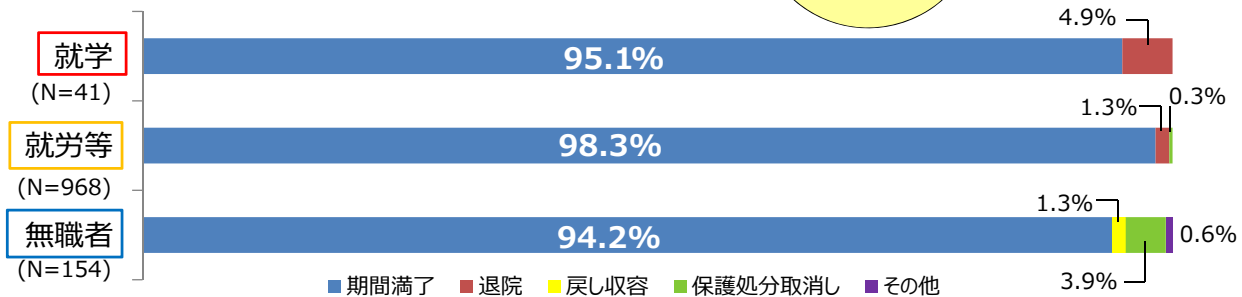
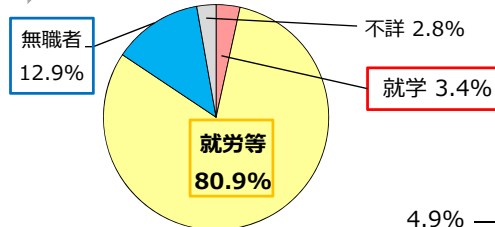


	期間満了	退院	戻し収容	保護処分取消し	その他	合計
就学	52 (28.9%)	105 (58.3%)	—	22 (12.2%)	1 (0.6%)	180 (100%)
就労等	791 (54.3%)	443 (30.4%)	1 (0.1%)	217 (14.9%)	5 (0.3%)	1,457 (100%)
無職者	113 (34.7%)	7 (2.1%)	4 (1.2%)	200 (61.3%)	2 (0.6%)	326 (100%)
不詳	69 (75.8%)	—	—	22 (24.2%)	—	91 (100%)

(注) 1 法務省調査による。
 2 「就労等」には、有職者のほか、家事従事者及び定収入のある者を含む。
 「家事従事者」とは、自己の世帯のための家事、家庭菜園の作業などに従事している者や、小遣い程度の収入を得て自己の世帯の子守、留守番などに従事している者をいい、「定収入のある者」とは、利子、株式配当、家賃、小作料、権利金などの財産収入を得ている者や、軍人恩給、厚生年金などの社会保障による収入を得ている等の定収入により生活している者をいう。

〈就学・就労等の割合〉

2号観察（18歳以上）：1,196人

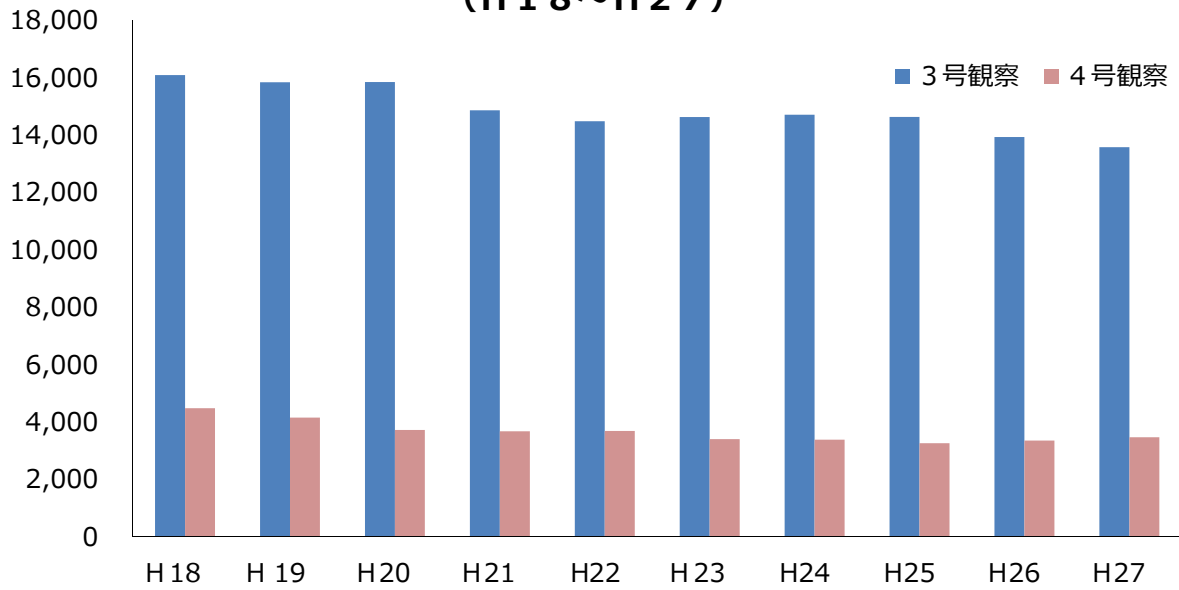


	期間満了	退院	戻し収容	保護処分取消し	その他	合計
就学	39 (95.1%)	2 (4.9%)	—	—	—	41 (100%)
就労等	952 (98.3%)	13 (1.3%)	—	3 (0.3%)	—	968 (100%)
無職者	145 (94.2%)	—	2 (1.3%)	6 (3.9%)	1 (0.6%)	154 (100%)
不詳	30 (90.9%)	—	—	3 (9.1%)	—	33 (100%)

(注) 1 法務省調査による。
 2 「就労等」には、有職者のほか、家事従事者及び定収入のある者を含む。
 「家事従事者」とは、自己の世帯のための家事、家庭菜園の作業などに従事している者や、小遣い程度の収入を得て自己の世帯の子守、留守番などに従事している者をいい、「定収入のある者」とは、利子、株式配当、家賃、小作料、権利金などの財産収入を得ている者や、軍人恩給、厚生年金などの社会保障による収入を得ている等の定収入により生活している者をいう。

3-6 刑事処分に基づく保護観察対象者の状況

3-6-1 刑事処分に基づく保護観察の号種別開始人員の推移 (H18~H27)



年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
3号観察	16,081	15,832	15,840	14,854	14,472	14,620	14,700	14,623	13,925	13,570
4号観察	4,473	4,148	3,714	3,671	3,682	3,398	3,376	3,255	3,348	3,460
総数	20,554	19,980	19,554	18,525	18,154	18,018	18,076	17,878	17,273	17,030

(注) 保護統計年報による。

3-6-2 刑事処分に基づく保護観察開始人員 (H27)

○開始人員

号種	総数
3号	13,570
4号	3,460

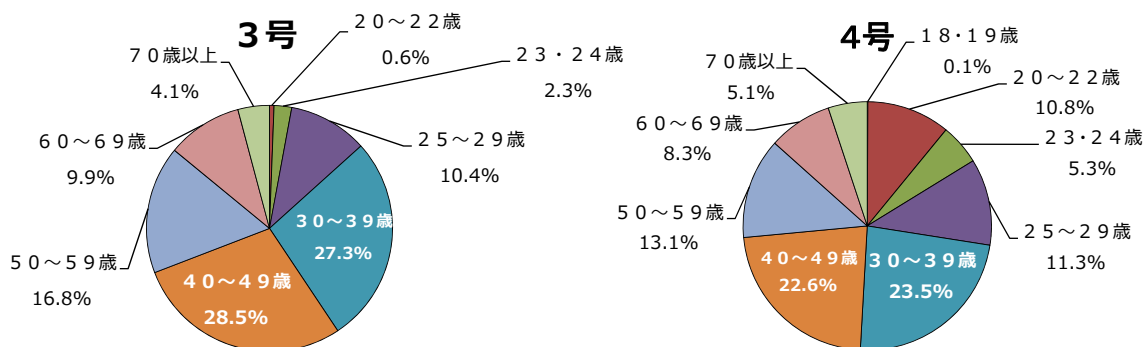
(注) 保護統計年報による。

○性別

号種	性別		総数
	男	女	
3号	11,932 (87.9%)	1,638 (12.1%)	13,570 (100%)
4号	2,927 (84.6%)	533 (15.4%)	3,460 (100%)

(注) 保護統計年報による。

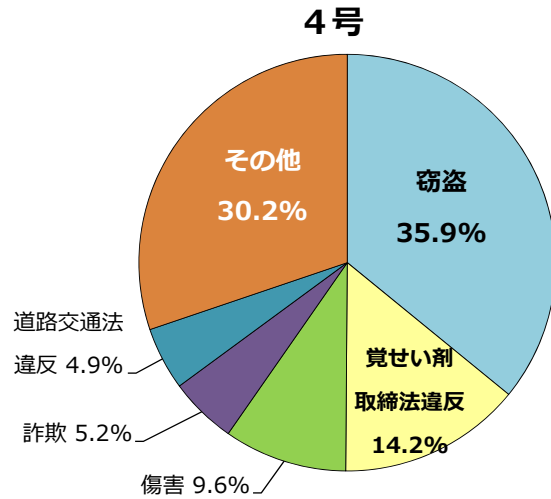
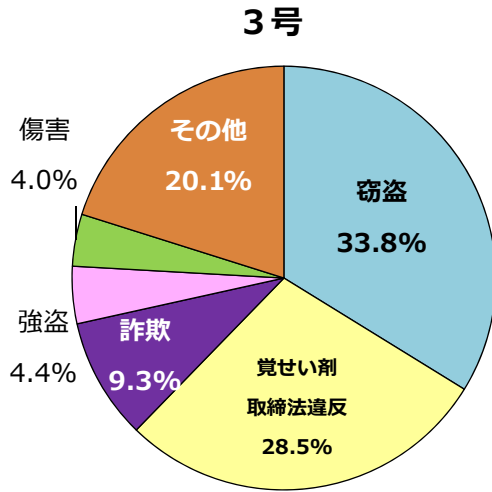
○年齢別



号種	年齢	18・19歳	20～22歳	23・24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総数
3号		—	80	314	1,414	3,706	3,872	2,276	1,346	562	13,570
		—	(0.6%)	(2.3%)	(10.4%)	(27.3%)	(28.5%)	(16.8%)	(9.9%)	(4.1%)	(100%)
4号		3	375	183	390	812	783	452	286	176	3,460
		(0.1%)	(10.8%)	(5.3%)	(11.3%)	(23.5%)	(22.6%)	(13.1%)	(8.3%)	(5.1%)	(100%)

(注) 保護統計年報による。

○主な罪名別

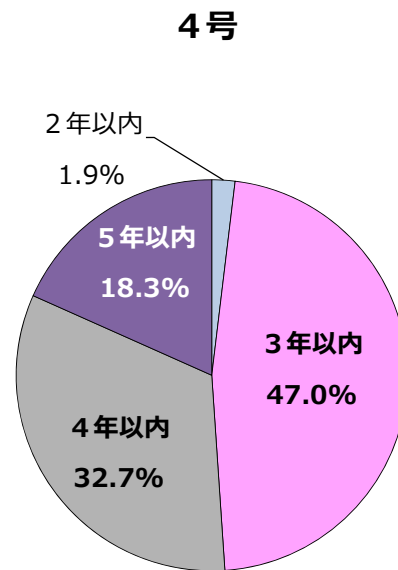
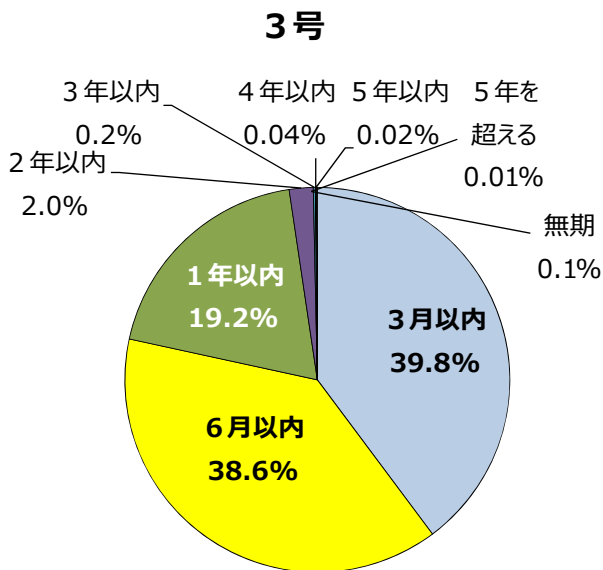


罪名 号種	窃盗	覚せい剤 取締法違反	詐欺	強盗	傷害	その他	総数
3号	4,586 (33.8%)	3,864 (28.5%)	1,257 (9.3%)	592 (4.4%)	539 (4.0%)	2,732 (20.1%)	13,570 (100%)

罪名 号種	窃盗	覚せい剤 取締法違反	傷害	詐欺	道路 交通法 違反	その他	総数
4号	1,242 (35.9%)	492 (14.2%)	331 (9.6%)	181 (5.2%)	169 (4.9%)	1,045 (30.2%)	3,460 (100%)

(注) 1 保護統計年報による。
2 「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

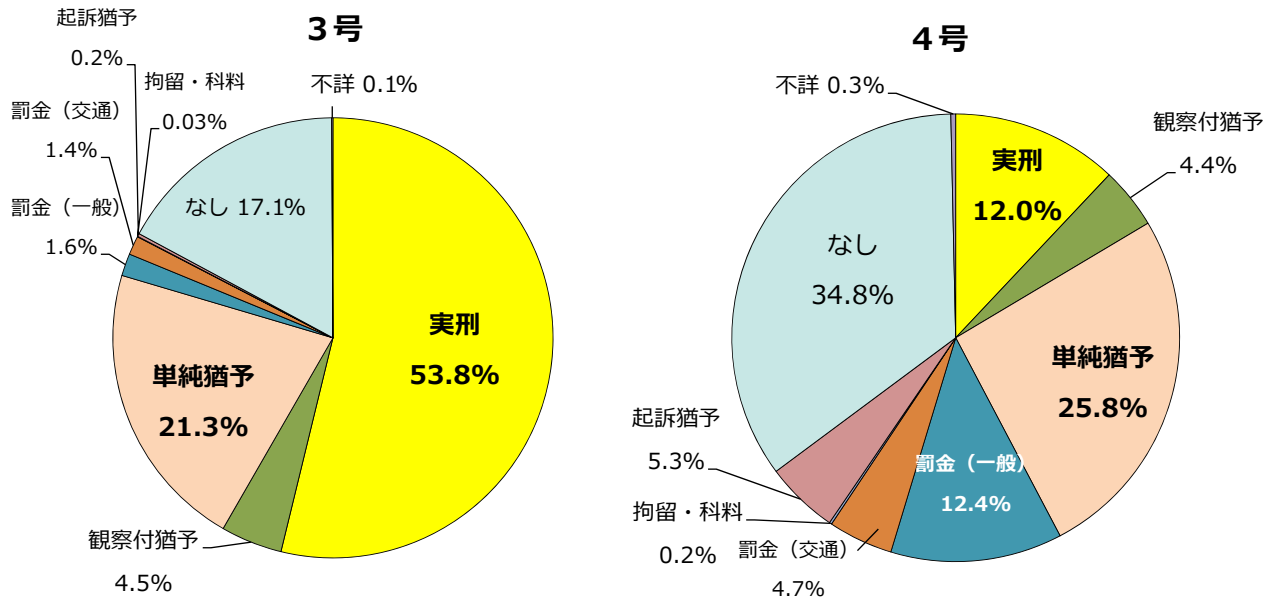
○保護観察期間別



期間 号種	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年を 超える	無期	総数
3号	5,399 (39.8%)	5,241 (38.6%)	2,612 (19.2%)	273 (2.0%)	25 (0.2%)	5 (0.04%)	3 (0.02%)	1 (0.01%)	11 (0.1%)	13,570 (100%)
4号	-	-	-	66 (1.9%)	1,627 (47.0%)	1,133 (32.7%)	634 (18.3%)	-	-	3,460 (100%)

(注) 保護統計年報による。

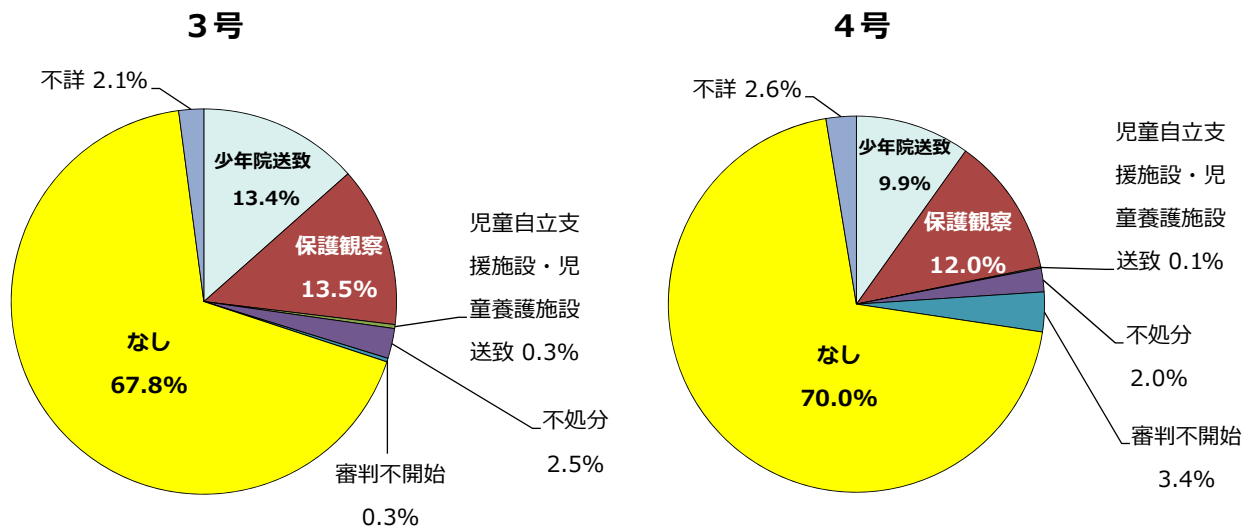
○刑事処分歴別



処分 号種	懲役・禁錮			罰金		拘留・ 科料	起訴 猶予	なし	不詳	総数
	実刑	観察付猶予	単純猶予	一般	交通					
3号	7,300 (53.8%)	613 (4.5%)	2,886 (21.3%)	222 (1.6%)	188 (1.4%)	4 (0.03%)	30 (0.2%)	2,314 (17.1%)	13 (0.1%)	13,570 (100%)
4号	416 (12.0%)	153 (4.4%)	894 (25.8%)	429 (12.4%)	162 (4.7%)	6 (0.2%)	183 (5.3%)	1,205 (34.8%)	12 (0.3%)	3,460 (100%)

(注) 保護統計年報による。

○保護処分歴別



処分 号種	少年院 送致	保護観察	児童自立支援 施設・児童 養護施設送致	不処分	審判 不開始	なし	不詳	総数
3号	1,825 (13.4%)	1,827 (13.5%)	45 (0.3%)	342 (2.5%)	41 (0.3%)	9,205 (67.8%)	285 (2.1%)	13,570 (100%)
4号	341 (9.9%)	414 (12.0%)	4 (0.1%)	70 (2.0%)	118 (3.4%)	2,423 (70.0%)	90 (2.6%)	3,460 (100%)

(注) 保護統計年報による。

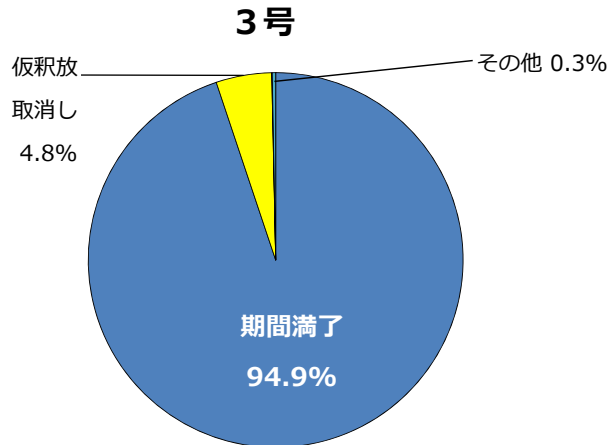
3-6-3 刑事処分に基づく保護観察の終了人員（H27）

○種別

号種	総数
3号	13,751
4号	3,421

(注) 保護統計年報による。

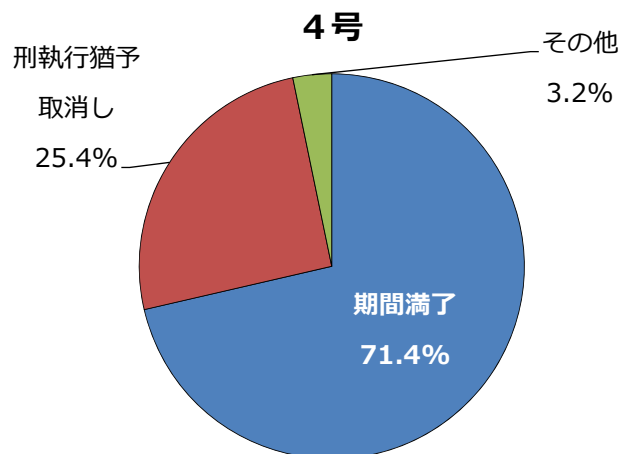
○保護観察終了事由別



号種 \ 事由	期間満了	仮釈放取消し	その他	総数
3号	13,044 (94.9%)	660 (4.8%)	47 (0.3%)	13,751 (100%)

(注) 保護統計年報による。

○保護観察終了事由別



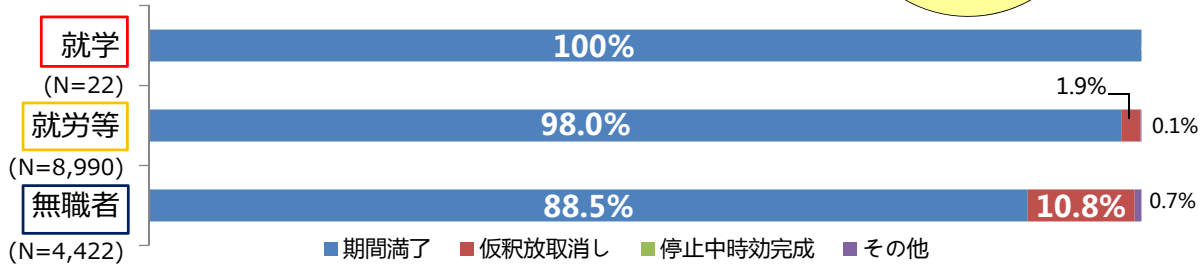
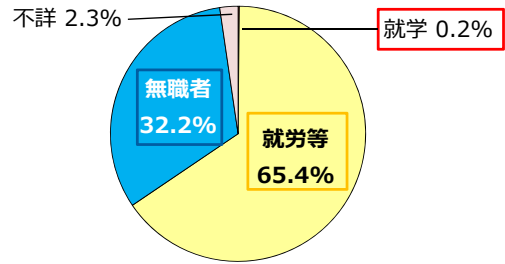
号種 \ 事由	期間満了	刑執行猶予取消し	その他	総数
4号	2,442 (71.4%)	868 (25.4%)	111 (3.2%)	3,421 (100%)

(注) 保護統計年報による。

○終了時の就学・就労状況別 終了事由

〈就学・就労等の割合〉

3号観察：13,751人



	期間満了	仮釈放取消し	停止中時効完成	その他	総数
就学	22 (100%)	-	-	-	22 (100%)
就労等	8,807 (98.0%)	174 (1.9%)	-	9 (0.1%)	8,990 (100%)
無職者	3,915 (88.5%)	476 (10.8%)	-	31 (0.7%)	4,422 (100%)
不詳	300 (94.6%)	10 (3.2%)	6 (1.9%)	1 (0.3%)	317 (100%)

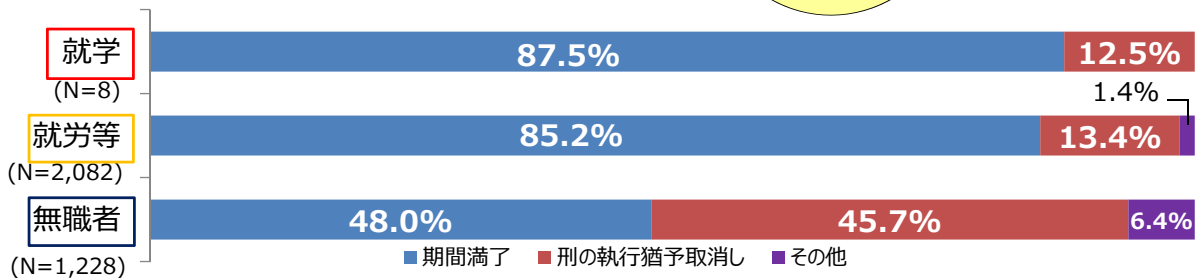
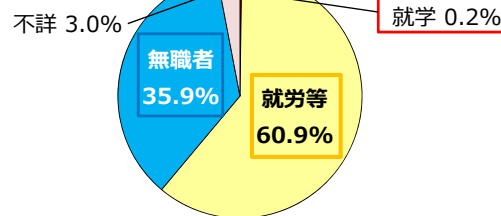
(注) 1 法務省調査による。

2 「就労等」には、有職者のほか、家事従事者及び定収入のある者を含む。

「家事従事者」とは、自己の世帯のための家事、家庭菜園の作業などに従事している者や、小遣い程度の収入を得て自己の世帯の子守、留守番などに従事している者をいい、「定収入のある者」とは、利子、株式配当、家賃、小作料、権利金などの財産収入を得ている者や、軍人恩給、厚生年金などの社会保障による収入を得ている等の定収入により生活している者をいう。

〈就学・就労等の割合〉

4号観察：3,421人



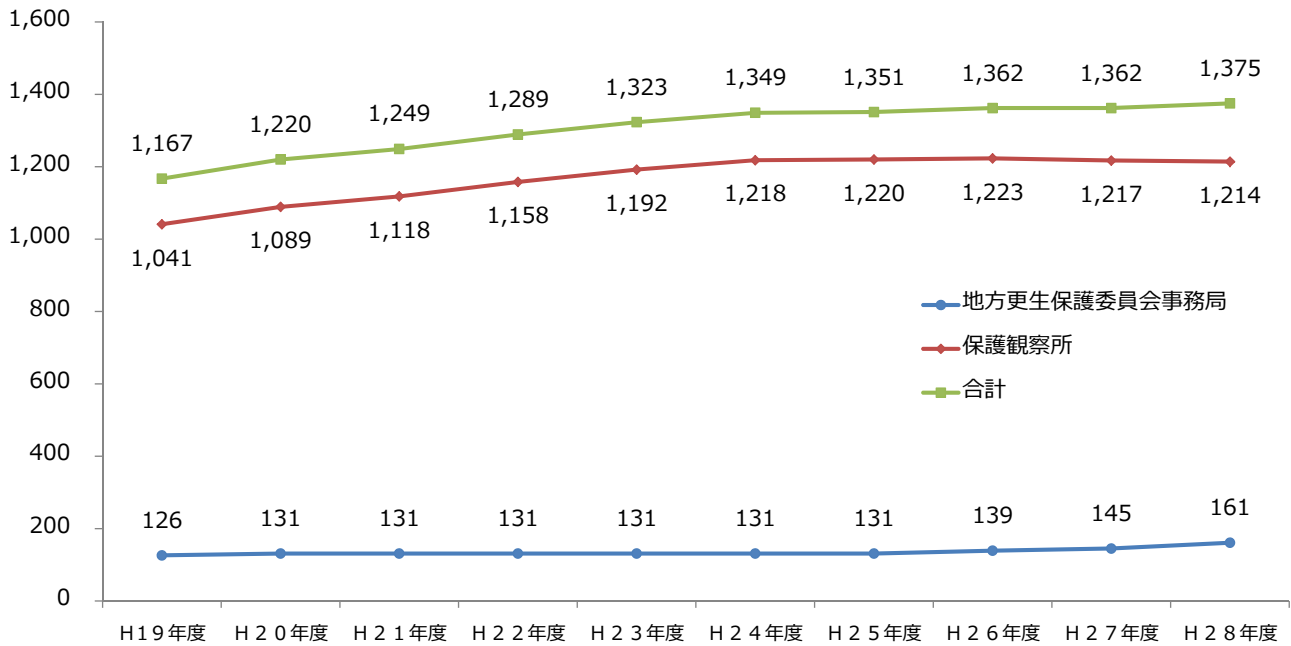
	期間満了	刑の執行猶予取消し	その他	総数
就学	7 (87.5%)	1 (12.5%)	-	8 (100%)
就労等	1,774 (85.2%)	278 (13.4%)	30 (1.4%)	2,082 (100%)
無職者	589 (48.0%)	561 (45.7%)	78 (6.4%)	1,228 (100%)
不詳	72 (69.9%)	28 (27.2%)	3 (2.9%)	103 (100%)

(注) 1 法務省調査による。

2 「就労等」には、有職者のほか、家事従事者及び定収入のある者を含む。

「家事従事者」とは、自己の世帯のための家事、家庭菜園の作業などに従事している者や、小遣い程度の収入を得て自己の世帯の子守、留守番などに従事している者をいい、「定収入のある者」とは、利子、株式配当、家賃、小作料、権利金などの財産収入を得ている者や、軍人恩給、厚生年金などの社会保障による収入を得ている等の定収入により生活している者をいう。

3-7 保護観察官数の推移（H19年度～H28年度）



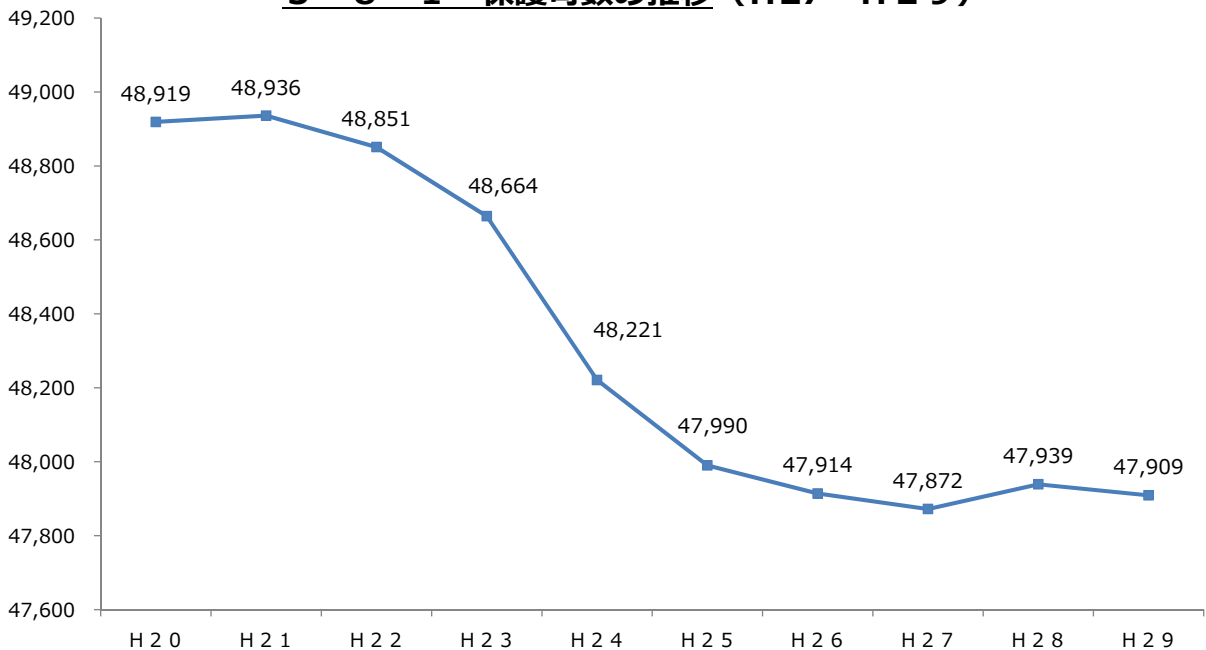
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
地方更生保護委員会事務局	126	131	131	131	131	131	131	139	145	161
保護観察所	1,041	1,089	1,118	1,158	1,192	1,218	1,220	1,223	1,217	1,214
合計	1,167	1,220	1,249	1,289	1,323	1,349	1,351	1,362	1,362	1,375

(注) 法務省調査による。

(単位：人)
※管理職を含む。

3-8 保護司の数・年齢等

3-8-1 保護司数の推移（H27～H29）



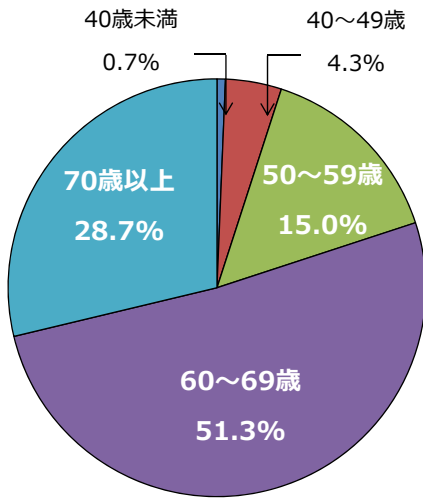
H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
48,919	48,936	48,851	48,664	48,221	47,990	47,914	47,872	47,939	47,909

(注) 法務省調査による。

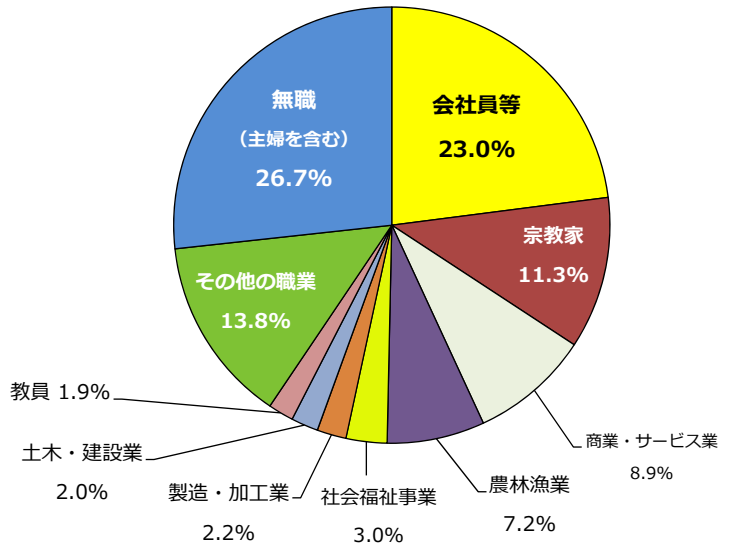
(単位：人)
※各年1月1日現在

3-8-2 保護司の年齢層別・職業別構成比 (平成29年1月1日現在)

○年齢層別

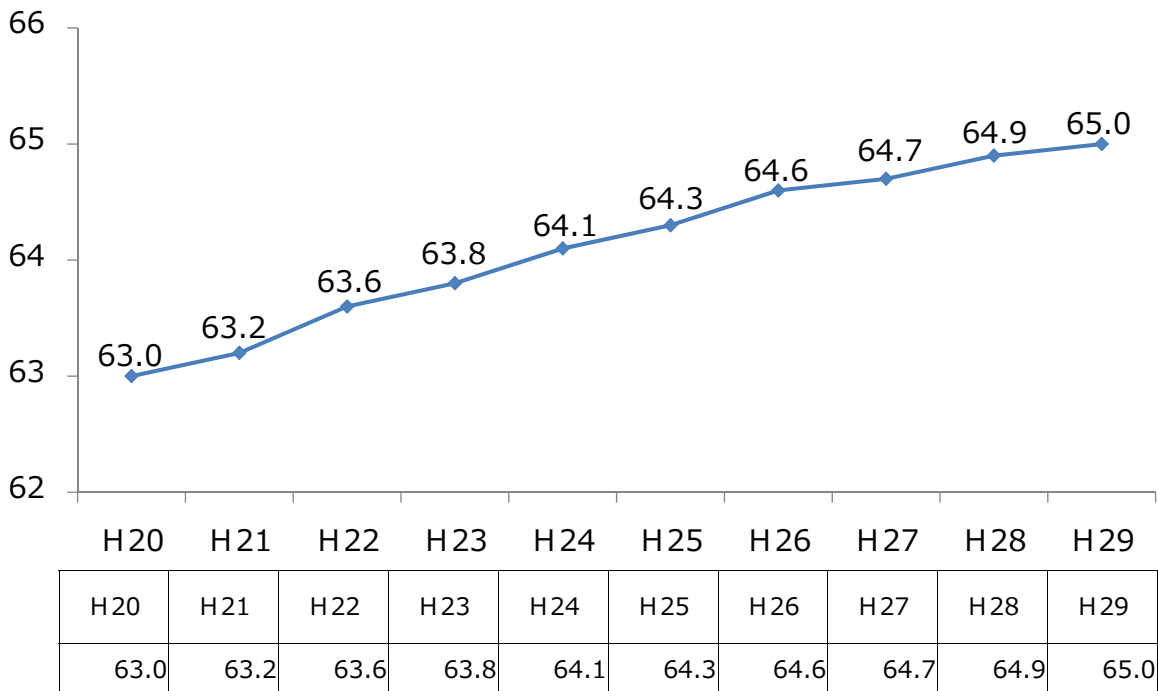


○職業別



(注) 1 法務省調査による。
2 「その他の職業」は、貸家・アパート経営、医師等である。

3-8-3 保護司の平均年齢の推移 (H20～H29)

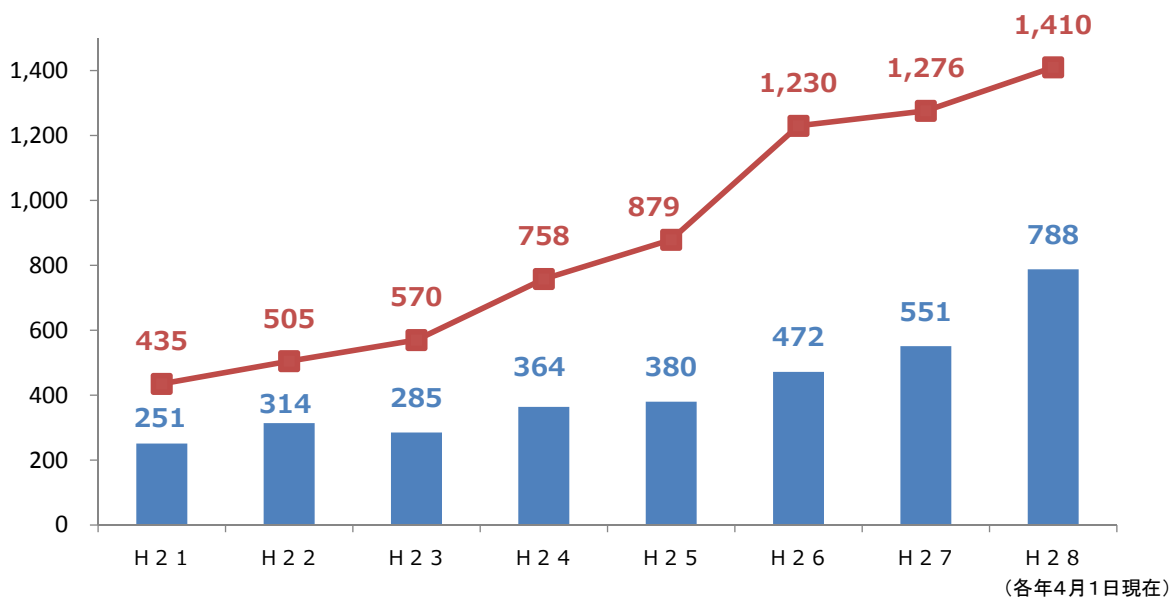


(単位：歳)
※各年1月1日現在

(注) 1 法務省調査による。
2 保護司候補者の推薦時の年齢については、新任の場合は、原則として、委嘱予定日現在で66歳以下、再任の場合は、委嘱予定日現在で76歳未満とされている。

3-9 協力雇用主数等の推移 (H21~H28)

■ 保護観察対象者等を実際に雇用している協力雇用主数 ■ 協力雇用主に雇用されている保護観察対象者等の数

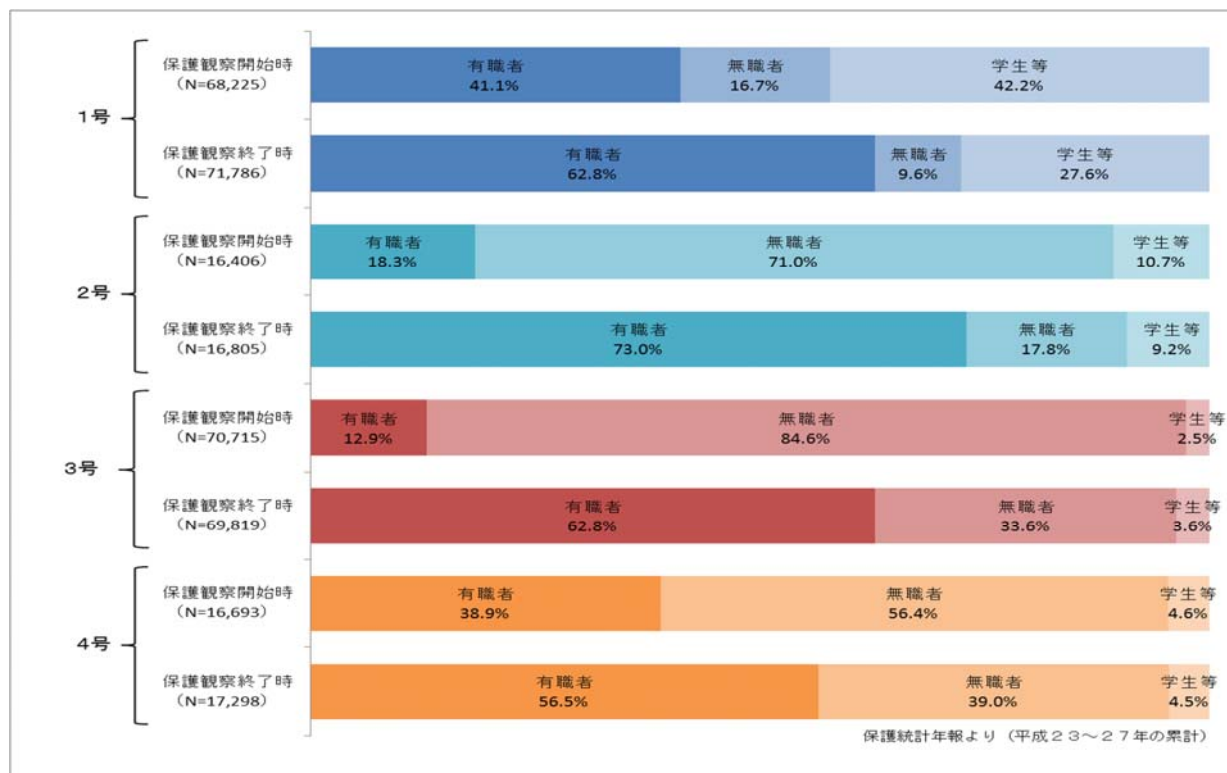


	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
協力雇用主	7,749	8,549	9,346	9,953	11,044	12,603	14,488	16,330

(注) 法務省調査による。

(単位: 事業者)

3-10 保護観察開始時・終了時の有職者率・無職者率 (H23からH27までの5年間の累計の号種別割合)

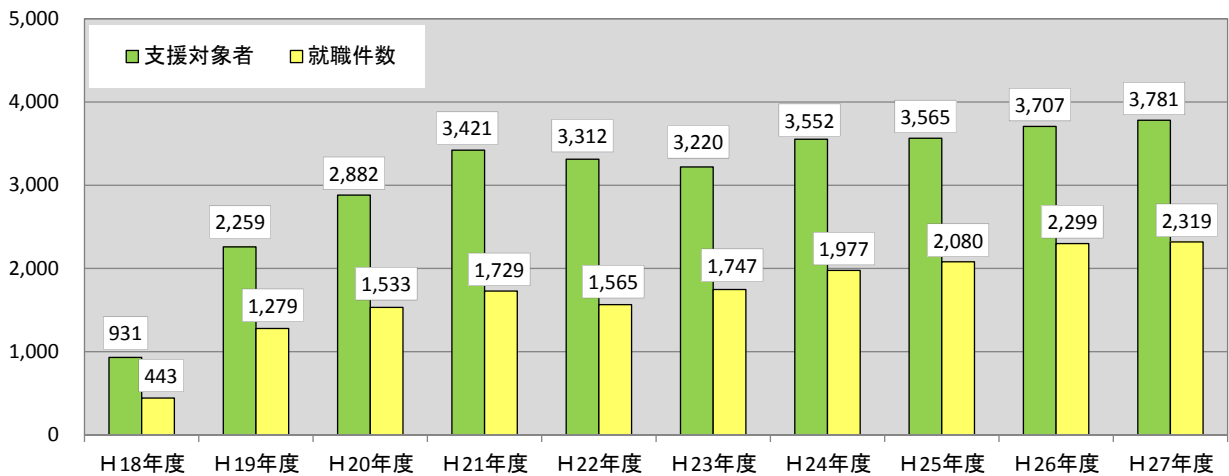


(注) 1 保護統計年報による。

2 「学生等」とは、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある者をいう。

3-11 刑務所出所者等就労支援事業の実績の推移

保護観察対象者等に対する就労支援実施状況



- (注) 1 厚生労働省の資料による。
 2 上図における「保護観察対象者等」とは、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者をいう。
 3 上図における「支援対象者」とは、保護観察対象者等のうち、①稼働能力及び就労意欲があり、②住居が安定しており（住居を確保する見込みのある場合を含む。）、③支援を受けることを希望し、かつ、④求人者に対する犯罪等の前歴に関する情報の開示に同意している者であって、保護観察所の長が公共職業安定所の長に対して支援の協力依頼を行った者をいう。
 4 「就職件数」とは、支援対象者（前年度に選定された支援対象者を含む。）のうち、当該年度末（3月31日）までに就職した件数であり、重複計上である（例えば、同一の支援対象者が同一年度内に就職→離職→再就職となった場合には、2件として計上している）。

3-12 保護観察所における専門的処遇プログラム

性犯罪者処遇プログラム ※表中の数値は特別遵守事項によりプログラムを開始した人員

対象	23年	24年	25年	26年	27年	
						23年
仮釈放者、保護観察付執行猶予者のうち、 ○強制わいせつ、強姦等の罪を犯した者 ○犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者	仮釈放者	552	542	562	582	563
	保護観察付執行猶予者	298	291	340	318	338

薬物再乱用防止プログラム ※表中の数値は特別遵守事項によりプログラムを開始した人員

対象	23年	24年	25年	26年	27年	
						23年
仮釈放者、保護観察付執行猶予者のうち、 指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等の罪を犯し、かつ、これら薬物の使用経験がある者	仮釈放者	926	928	977	913	926
	保護観察付執行猶予者	418	403	390	357	462

暴力防止プログラム ※表中の数値は特別遵守事項によりプログラムを開始した人員

対象	23年	24年	25年	26年	27年	
						23年
仮釈放者、保護観察付執行猶予者のうち、傷害、 暴行等の罪を犯し、かつ、同種の罪の前歴を有する者	仮釈放者	150	192	190	159	175
	保護観察付執行猶予者	96	83	98	117	137

飲酒運転防止プログラム ※表中の数値は特別遵守事項によりプログラムを開始した人員

対象	23年	24年	25年	26年	27年	
						23年
仮釈放者、保護観察付執行猶予者のうち、飲酒運転を行った者	仮釈放者	298	272	244	203	203
	保護観察付執行猶予者	121	119	110	111	102

3-13 保護観察における社会貢献活動

社会貢献活動とは

保護観察対象者に地域社会の役に立つ活動を行わせることにより、

自己有用感・規範意識・社会性の向上を促し、改善更生・再犯防止を図るもの。

特別遵守事項により義務付ける運用が開始（平成27年6月）

対象

- ◎ 次のような者を実施対象者に選定
自己有用感・社会性に乏しく社会から孤立
- 特に理由なく不就業・不就学の状態が継続
- 不良交友の影響下で同調的に行動
- 比較的軽微な犯罪・非行を反復

ねらい

「自己有用感」の涵養

地域の人から感謝されることなどを通じ、自己有用感を高め、改善更生を促す。

「規範意識」の向上

集団で一定の目標に向かって活動することを通じ、ルールを守る意識を高める。

「社会性」の向上

ボランティア等とのコミュニケーションを通じ、社会の一員としての意識を高め、社会性を高める。

内容・形態

- ◎ 地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動
- ◎ 複数回実施

(活動のイメージ)



実施体制の整備

◎ 相当数の活動先の確保

活動を適切かつ効果的に実施するため、活動に適した公共施設、福祉施設等の協力を得て相当数の活動先を確保

◎ 更生保護ボランティア等との連携・協力

処遇効果の向上、活動の円滑な実施のため、地域の民間ボランティア等の協力を得る態勢を整備

◎ 指導監督の実施体制の充実

保護観察対象者の成長を促すため、指導監督に当たる保護観察官・保護司の体制を整備

実施の状況（平成27年度）

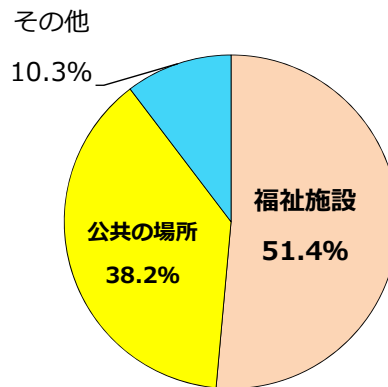
- ・ 活動実施回数 2,077回
- ・ 活動場所確保数 1,847か所
- ・ 延べ参加対象者数 4,016人

再犯防止・改善更生

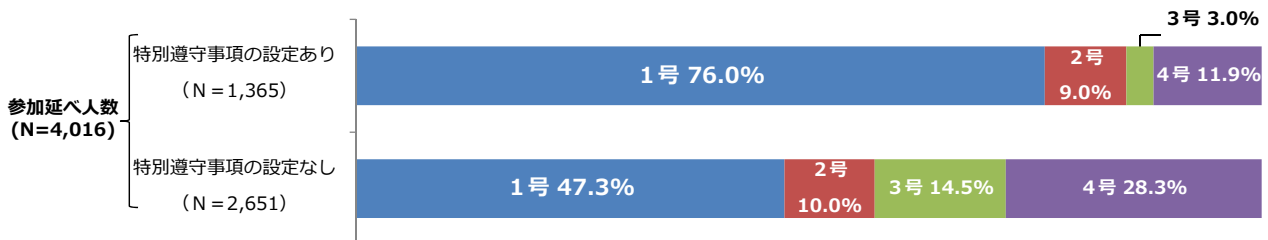
3-13-1 社会貢献活動実施状況（H27年度）

活動場所の確保状況

福祉施設	公共の場所	その他	総数
950 (51.4%)	706 (38.2%)	191 (10.3%)	1,847 (100%)



号種別・参加延べ人数・参加事由



号種	事由	1号	2号	3号	4号	総数
特別遵守事項の設定あり	特別遵守事項の設定あり	1,038 (76.0%)	123 (9.0%)	41 (3.0%)	163 (11.9%)	1,365 (100%)
	特別遵守事項の設定なし	1,254 (47.3%)	264 (10.0%)	384 (14.5%)	749 (28.3%)	2,651 (100%)
						計 4,016

(注) 1 法務省調査による。
2 「特別遵守事項の設定なし」とは、生活行動指針又は任意による参加を指す。

3-14 更生保護施設



- 施設数（平成29年1月1日現在）
全国に103施設設置
うち少年の受入れ枠を有する施設：84施設
（81.6%）
うち収容定員の過半数が少年の定員である施設：7施設
- 全ての都道府県に少なくとも1施設設置
複数の施設が設置されているのは17都道府県
（例）東京都・・・19施設設置
北海道・・・8施設設置
福岡県・・・7施設設置
愛知県・・・6施設設置
- 収容定員（平成29年1月1日現在）
2,369人（全国103施設の合計）
うち少年の定員・・・373人
（15.7%）
- 委託人員（平成27年） ※保護統計年報による。
8,248人
うち少年 379人（4.6%）
- 職員体制
標準的な規模（定員20人）の更生保護施設では
常勤の補導職員を4人配置

3-15 自立準備ホーム

- 登録事業者数（平成28年4月1日現在）
352事業者（ホームレス等の生活困窮者支援を行う特定非営利活動法人等）
- 収容定員
非該当（刑務所出所者等専用の施設ではないため定員概念なし）
- 委託人員（平成27年）
1,540人

3-16 自立更生促進センター

経緯

- 平成12年11月 矯正保護審議会において、公的な更生保護施設について提言
- 平成17年12月 「沼田町就業支援センター」の検討開始
- 平成18年1月 「自立更生促進センター」の検討開始
- 同年5月 「多様な機会のある社会」推進会議の中間とりまとめに掲載
- 同年6月 「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書に掲載
- 平成20年12月 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（犯罪対策閣僚会議策定）に掲載

- 保護観察所に附設された宿泊施設において刑務所出所者等に一時的な住居を提供
- 保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援を実施



就業支援センター

主として農業等の職業訓練を実施

◎ 沼田町就業支援センター（北海道雨竜郡沼田町）

- 平成19年10月に開所
- 男子12人の定員
 - ・主に少年院仮退院者
- 農業訓練を実施
 - ・沼田町の農場に委託



◎ 茨城就業支援センター（茨城県ひたちなか市）

- 平成21年9月に開所
- 成人男子12人の定員
 - ・将来農業に従事する意思のある仮釈放者及び満期釈放者等
- 農業訓練を実施
 - ・農林水産省及び厚生労働省と連携し、県内の農業者等に公共職業訓練として委託



自立更生促進センター

特定の問題性に応じた重点的・専門的な処遇を実施

◎ 北九州自立更生促進センター（北九州市）

- 平成21年6月に開所
- 成人男子14人の定員（仮釈放者）
- 入所者の問題性に応じた指導再犯防止プログラムの実施
- 手厚い就労支援
 - 協力雇用主，ハローワークの活用
- ダルク等と連携した薬物依存回復訓練の実施



◎ 福島自立更生促進センター（福島市）

- 平成22年8月に開所
- 成人男子20人の定員（仮釈放者）
- 入所者の問題性に応じた指導再犯防止プログラムの実施
- 手厚い就労支援
 - 協力雇用主，ハローワークの活用



3-16-1 自立更生促進センター・就業支援センターの定員等（H27年度）

センター	自立更生促進センター		就業支援センター	
	北九州	福島	沼田町	茨城
所在地	福岡県北九州市	福島県福島市	北海道雨竜郡沼田町	茨城県ひたちなか市
職員体制	10人 （うち統括保護観察官1名）	12人 （うち統括保護観察官1名）	6人 （うち統括保護観察官1名）	7人 （うち統括保護観察官1名）
入所定員	14人	20人	12人	12人
入所対象者（男子のみ）	仮釈放者等（成人）	仮釈放者等（成人）	少年院仮退院者等（主に少年）	仮釈放者等（成人）
新規入所者数	25人 （-）	19人 （-）	6人 （-）	16人 （2人）

(注) 1 法務省調査による。
2 新規入所者数の〈 〉内は、若年成人（センター入所時20歳から25歳までの者）の数であり、内数である。

3-17 通常第一審における保護観察付執行猶予の言渡し状況（懲役・禁錮） (H27)

○懲役

罪名区分	区分	執行 猶予	うち保護 観察	
			うち 裁量	うち 必要
総数		31,473	3,358	199
窃盗		8,490	1,227	131
強盗		137	46	-
詐欺		2,107	195	7
恐喝		297	30	1
横領		219	13	-
遺失物等横領		69	14	9
盗品譲受け等		84	4	-
傷害		1,739	305	6
傷害致死		16	3	-
暴行		138	32	7
脅迫		235	61	4
殺人		78	19	-
強盗致傷		33	21	-
強盗強姦		1	1	-
強姦		42	12	-
集団強姦		2	-	-
わいせつ		823	185	2
賭博		156	2	1
住居侵入等		317	51	3
放火		114	45	-
業務上(重)過失 致死傷		4	-	-
危険運転致死傷		30	2	-
往来妨害		3	2	-
器物損壊等		311	50	2
公務執行妨害		191	24	2
刑法犯その他		1,215	56	1
暴力行為等		150	24	-
道路運送車両		6	-	-
鉄砲刀剣		62	12	-
売春防止		162	5	-
風俗営業等		72	1	-
麻薬		993	54	1
覚せい剤		3,701	462	3
出入国管理・難民認定		572	-	-
毒物・劇物		27	8	-
道路交通法違反		5,318	180	13
医薬品医療機器等の 品質、有効性及び安全 性の確保等に関する 法律違反		204	10	1
条例違反		332	56	2
特別法犯その他		3,023	146	3

○禁錮

罪名区分	区分	執行 猶予	うち保護 観察	
			うち 裁量	うち 必要
総数		3,026	25	5
重過失 失火		5	1	-
過失運転 致傷		1,674	14	3
過失運転 致死		1,306	10	2
その他		41	-	-

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料を基に法務省刑事局が作成した。
 2 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」欄には、それぞれ平成25年法律第86号による改正前の刑法第211条第2項の罪（自動車運転過失致死傷）を含む。
 3 「うち裁量」は初度の執行猶予（刑法第25条第1項）における裁量的保護観察、「うち必要」は再度の執行猶予（同条第2項）における必要的保護観察を表している。